

平成27年 秋の全国交通安全運動

期間 平成27年9月21日(月)~9月30日(水)までの10日間



運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

運動の
重点

- 1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- 2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

主唱 福島県・福島県交通対策協議会



運動の基本：子どもと高齢者の交通事故防止

■ 子どもの交通事故被害状況

7月31日現在、子どもの交通事故死者はありませんでしたが(前年同期比-1人)、傷者数は228人(前年同期比-17人)で、傷者の主な内訳は車両同乗中が125人、自転車乗用中が59人、歩行中が43人です。

特に、幼児は車両同乗中・歩行中の被害が多く、小中学生では学年が上がるに従い、自転車乗用中の被害が増えています。



子どもの交通事故を防ぐには

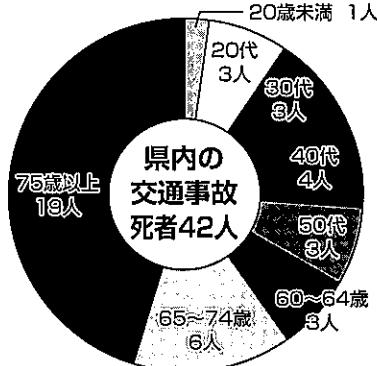
- 道路を横断する時は、急な飛び出しをしないよう「止まる・見る・待つ」の正しい道路横断方法を習慣づけましょう。
- 運転者は、生活道路等では、子どもの飛び出しなどに注意し、スピードを落として安全に走行しましょう。
- 子どもを車に同乗させる際には、必ず後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを正しく着用させましょう。

■ 高齢者の交通事故被害状況

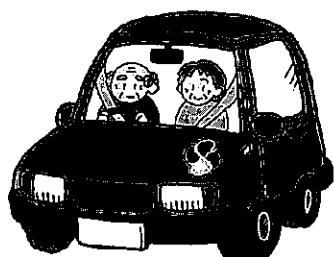
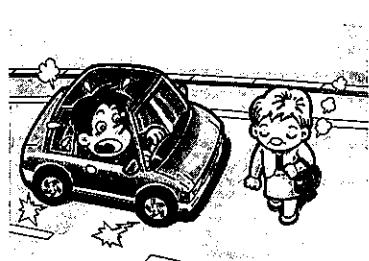
7月31日現在、県内の交通事故死は42件42人(前年同期比-8件、-11人)です。

65歳以上の高齢者で交通事故でお亡くなりになった方は、25人(前年同期比+2人)で全死者の約60%を占め、傷者は709人(前年同期比-62人)となっており、特に、高齢者で交通事故でお亡くなりになった方のうち、主な内容は、歩行中が9人、四輪車乗車中が8人、自転車利用中が5人となっています。

死者の年齢別(H27.7.31現在)



高齢者の交通事故を防ぐには



- 高齢者は、道路を横断する際、左右の安全を十分確認し、近く車が見えたら無理に渡らず、通りすぎるのを待ってから横断しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出する際には、明るい目立つ色の服装や反射材用品等を活用しましょう。
- 自転車を運転するときは、前方注視を怠らず、かつ道路形状に応じた安全なハンドル・ブレーキ操作をしましょう。
- 高齢運転者は、参加・体験・実践型の交通安全教室などに積極的に参加し、自己の運動・運転能力等の変化に応じた安全運転を行いましょう。
- 運転者は、高齢者や高齢者マークを付けた車両を見掛けたら速度を落とし、「目配り」「気配り」「思いやり」のある運転に努めましょう。

1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)

■ 昨年の交通事故発生状況

昨年、県内では7,710件の交通事故が発生し、うち夜間に発生した交通事故の割合は年間で27%でした。うち、9月から12月にかけて35%と夜間事故の割合が高くなります。

例年、秋口からは日没時刻が早まり、帰宅時間と重なるため、交通事故が多発する時期です。

特に、日没時刻の前後2時間は重大事故が多発する時間帯ですので、夕暮れ時や夜間の交通事故に遭わないよう注意しましょう。

夕暮れ時や夜間の交通事故を防ぐには

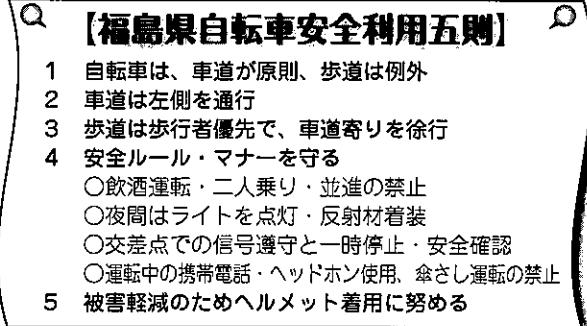
歩行者は

- 外出時、明るい目立つ色の衣服、履物や携行品等への反射材等の組み込み、懐中電灯を使用しましょう。
- 車両接近時には無理な横断はしないことを心掛けましょう。



自転車利用者は

- 反射材用品を取り付け、夕暮れ時の早めのライト点灯を習慣づけましょう。
- 自転車の点検整備を実施するとともに「福島県自転車安全利用五則」を始めとした交通ルールを守り、危険行為などをしないようにしましょう。
- 自転車利用者も交通事故の加害者になることがあります。被害者救済に資する損害賠償責任保険等に加入しましょう。

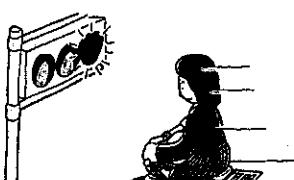


自転車運転者講習制度について

平成27年6月1日、道路交通法の改正に伴い、自転車運転者講習制度が施行されました。

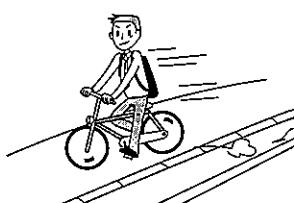
自転車運転者講習制度について

3年以内に2回以上「危険行為」をくり返すと、有料(標準額5700円)で講習を受けるよう県公安委員会から命令があります。講習の受講命令に違反した場合には、5万円以下の罰金が課せられます。



<自転車運転者講習に関して定められた危険行為14種>

- ①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- ④通行区分違反 ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑥遮断踏切立入り
- ⑦交差点安全進行義務違反等 ⑧交差点優先車妨害等
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等 ⑩指定場所一時不停止等
- ⑪歩道通行時の通行方法違反 ⑫制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- ⑬酒酔い運転 ⑭安全運転義務違反



ドライバーは

- 夕暮れ時から夜間においては、歩行者や自転車の発見が遅れがちになります。交通事故が多発することを認識し、「夕暮れ時の早めのライト点灯」をしましょう。
- 道路横断中の歩行者等との衝突事故防止のため、「原則上向きライト(ライトのこまめな上下切替え)」及び「スピードダウン」を励行しましょう。

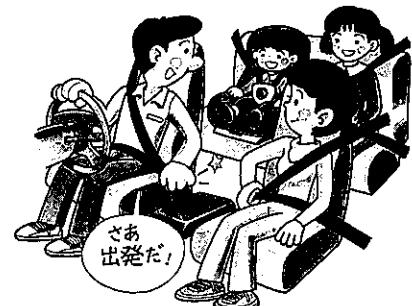


2 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

■ シートベルトはあなたと同乗者の命綱

7月31日現在、県内の四輪車乗車中の事故死者は18人(前年同期比-22人)で、うち9人は、シートベルトを着用していませんでした。7人はシートベルトを着用していれば一命をとりとめたと思われます。

	全 交 通 事 故 死 者 数	うち四輪車乗車中死 者 数	うちシートベルト非着用死 者 数	うちシートベルトによる救命効果があったと見られる人数
27年 1/1~7/31	42人	18人	9人	7人
26年中	87人	55人	26人	17人



シートベルト非着用の3つの危険!

1 車内で全身を強打する!

時速60kmで壁等に激突すると、高さ14mのビルから落ちるのと同じ衝撃を受け、全身がハンドルや前席、天井等にたたきつけられます。

2 車外に放出される!

衝突の勢いが激しいと、窓等から車外に投げ出され、路面に体を強打したり、後続車にひかれる可能性があります。

3 同乗者に被害を与える!

衝突の勢いで、後部席同乗者が前の座席にぶつかり、前の席の人がシートとエアバッグに挟まれ、頭に大怪我をする可能性があります。

○運転席、助手席はもちろん、後部座席についてもしっかりと着用しましょう!

○子どもの命を守るために、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう!

3 飲酒運転の根絶

■ 県内の飲酒運転の状況

7月31日現在、飲酒交通事故(物損事故を含む)は255件(前年同期比-5件)発生し、死傷者数は70人(前年同期比-17人)に上っています。

飲酒運転を防止するには



ハンドル
キーパー

「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

- ・飲酒を伴う会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。
- ・地域をあげてハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- ・職場ではアルコール検知器を活用するなど指導しましょう。
- ・自転車も車両であることを認識し、飲酒後は自転車に乗らないことを徹底しましょう。

ハンドルキーパー運動

「自動車で仲間と飲食店などに行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送り届ける。」という運動



「交通事故死ゼロを目指す日」について

毎年、多くの人が交通事故により死傷しています。また、記録の残る昭和43年以降、毎日、交通事故が発生している状況です。

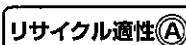
このような中、交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設けることとされました。今年は9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」です。皆さん一人一人が、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故を無くしましょう。

東日本大震災等に関する対応について

避難者への交通事故防止活動は、避難者受入市町村及び関係機関・団体と被災市町村及び関係機関・団体が連携して行いましょう。

交通安全に関するホームページ

県 生 活 交 通 課 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/>
県 警 察 本 部 <http://www.police.pref.fukushima.jp/>



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。